


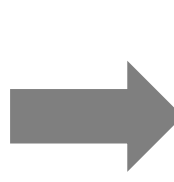


0歳児保育の量の見込み等について

1. 概略

- 平成26年4月2日付け事務連絡「量の見込み(放課後児童健全育成事業以外)に関する調査(平成26年4月時点)及び「量の見込み」の算出の留意点について」による報告を受けて、各市町村の「量の見込み」を確認したところ、3号のうちの0歳児の「量の見込み」について、育児休業制度があるにもかかわらず、1-2歳児とあまり変わらない水準となっている自治体が散見された。これは、「作業の手引き」(平成26年1月20日付け事務連絡)の計算方法によると、育児休業の取得状況が必ずしも反映されていない数値となることなどによるものと考えられる。
- 既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、独自に、育児休業の取得状況を踏まえた数値としていただいた自治体もあるが、一方で、個別の自治体では実態を把握するためのデータが十分ではなく、作業が困難となっているとの声もある。
このため、今般、育児休業の取得状況の実態等を踏まえた、よりニーズの実態に近いと考えられる「量の見込み」を算出する方法の例をお示しする。 →P2～
- また、一時預かり事業、病児保育事業についても、必ずしもニーズの実態が適切に反映されていないという声があることから、いくつかの自治体でより合理性のある「量の見込み」の算出方法として採用されている例をお示しする。 →P15
- なお、実際にどのような方法で算出するかについては、今回お示した算出方法の全体を活用する、一部を活用する等を含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体のご判断。
既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て補正を行った自治体について、改めての作業をお願いする趣旨ではない。

2. 0歳児保育の量の見込み

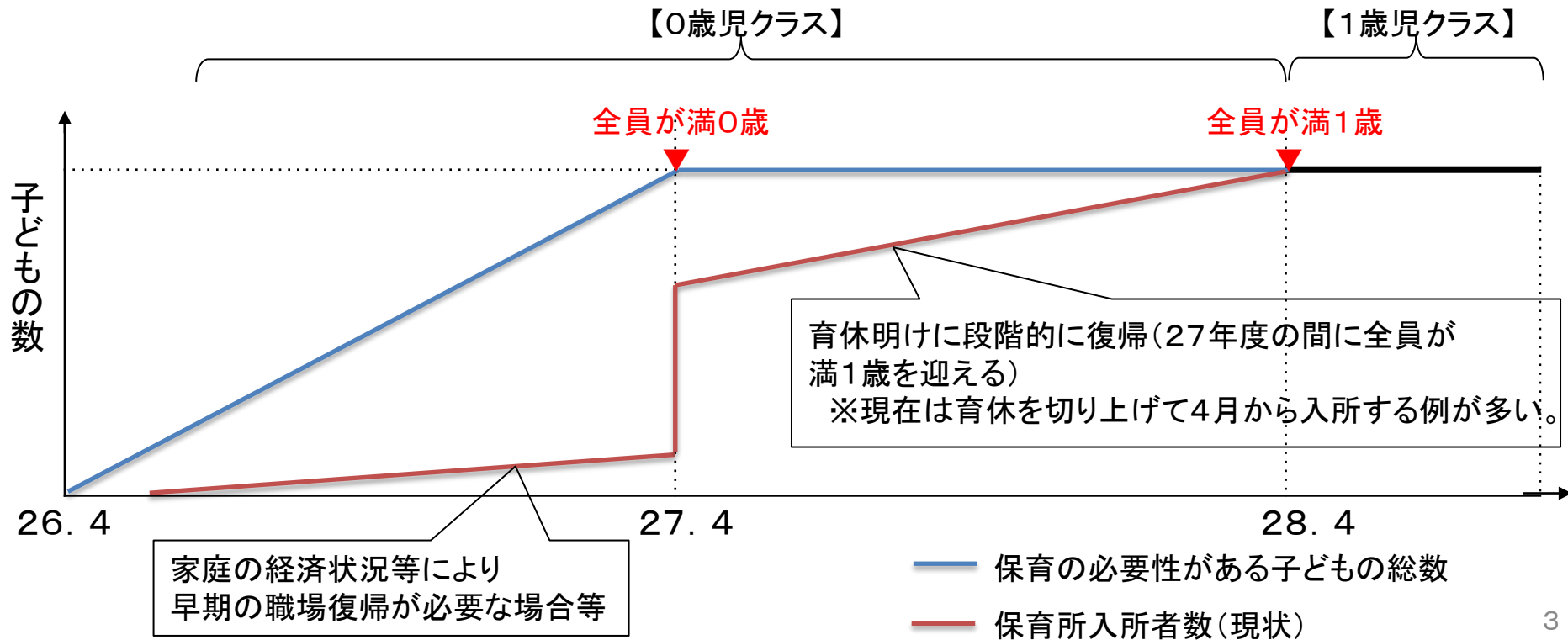
I 対応案の全体像

「作業の手引き」に基づく算出		対応案
現在の育児休業取得状況が必ずしも反映されない		現在の育児休業取得状況の考慮 → (1)参照
1歳以降の潜在ニーズに対応できる保育サービスの量が確保されれば、保育所入所のために育児休業を切り上げる行動が抑制されるはずであるが、その状況が必ずしも反映されない		「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい」者の考慮(今後の保育サービスの拡充に伴う変動要素) → (2)参照
1年超の育休を取得する者が一定程度存在するが、必ずしも反映されない		1年超の育休取得の希望の考慮 → (3)参照
0歳児クラスは、「年度当初から年度末にかけて、出生に伴い利用対象者が増加する」という特殊要因があるが、その要素が必ずしも反映されない (給付の所要額積算の根拠となる利用児童数は、年度末にかけた増加を見込んだものとなっている)		年度当初から年度末にかけて段階的に利用者数が増加することを前提に、年間の平均的な利用者数を算出 → (4)参照

(参考)0歳児クラスの特徴

- 0歳児クラスは、①年度当初から年度末にかけて順次新生児が生まれ、保育所入所が可能となる一方、②1歳に到達した最初の年度末に一斉に1歳児クラスに移行する、ことから、「年度当初から年度末にかけて利用対象者が増加する」という特徴がある。
- 別の見方をすれば、N年度の0歳児クラスには、①N-1年度(前年度)に生まれた子ども及び②N年度に生まれた子どもが在籍する。
このうち①N-1年度(前年度)に生まれた子どもは、N年度の間は満1歳になるが、年度末まで0歳児クラスに在籍し、また施設型給付費(委託費)についても、0歳児の単価が適用される。
- このように、「0歳児の量の見込み」には、(育児休業明けの)満1歳の子どもも含まれている。

【参考】26年度に生まれた子どもの保育利用パターン



<イメージ>

年度初めに相当

(1)

育休取得(現状)

(2)

保育所整備による
1年取得者の増

年度末に相当

(3)

1年超取得



(4)

Ⅱ. 対応案

(1) 育休取得者の考慮

○ 具体的には以下のような方法が考えられる。(いずれの方法によるかは自治体の判断)

① ニーズ調査における育休取得状況の結果を利用 (問12(1))

※ 一部自治体における問12(1)の調査結果(51.5%)を利用する場合、
「手引きに基づく算出結果 × (100% - 51.5%)」 が保育を利用

全国	51.5%
指定都市・中核市	59.3%
一般市	48.9%
人口10万人以上	51.8%
人口5万人～10万人	49.9%
人口5万人未満	45.0%

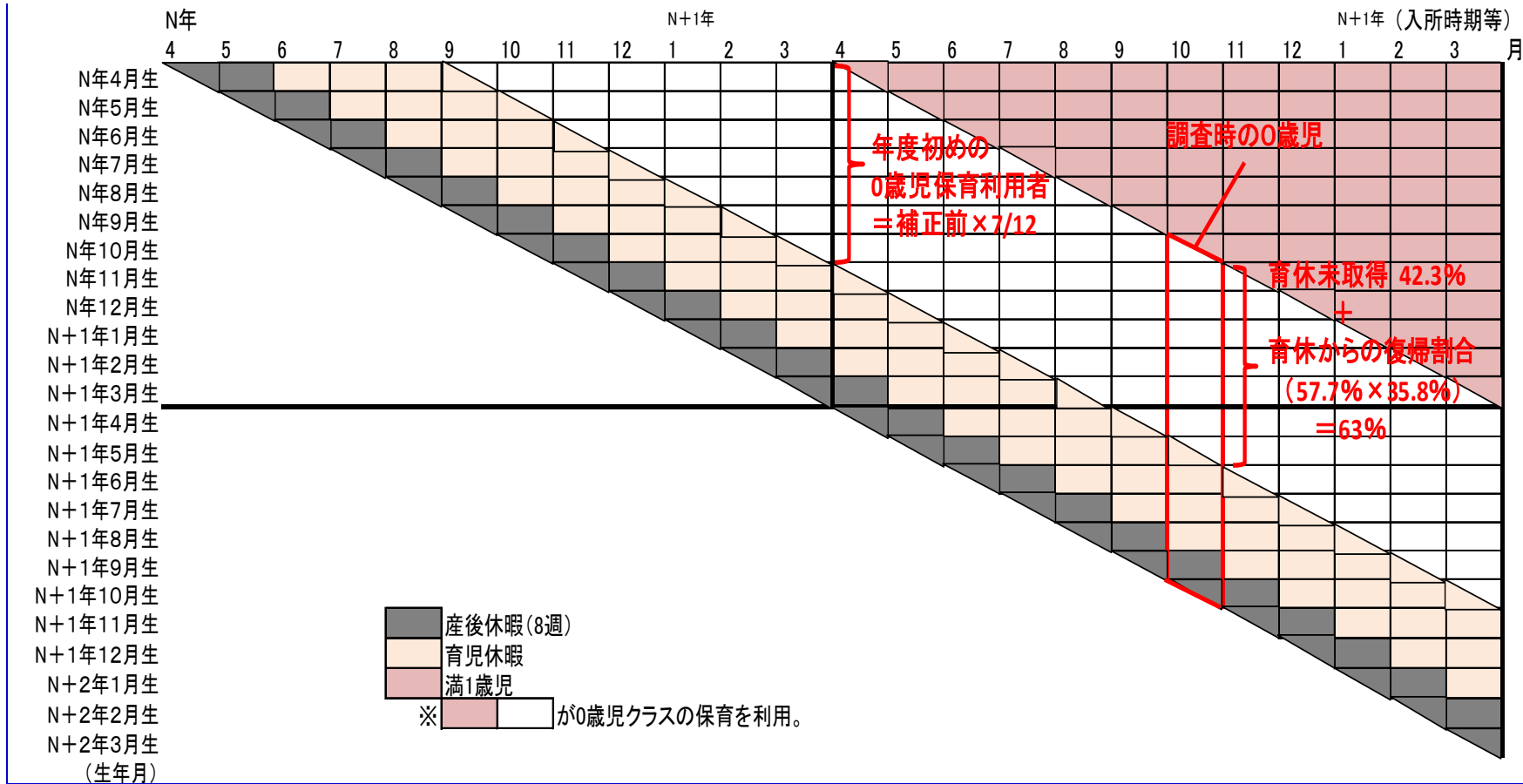
② 育休取得状況・育休からの復帰割合の結果を利用 (問30、30-2)

※ これらの問を調査した自治体における調査結果

	育児休業 取得割合 【B%】 問30 ②	育休からの 復帰割合 【Ⅲ%】 問30-2(1) ③
全国	57.7%	35.8%
指定都市・中核市	47.6%	31.2%
一般市	62.2%	37.1%
人口10万人以上	65.3%	38.7%
人口5万人～10万人	60.7%	34.1%
人口5万人未満	61.1%	36.2%

<全国平均値の場合のイメージ図>

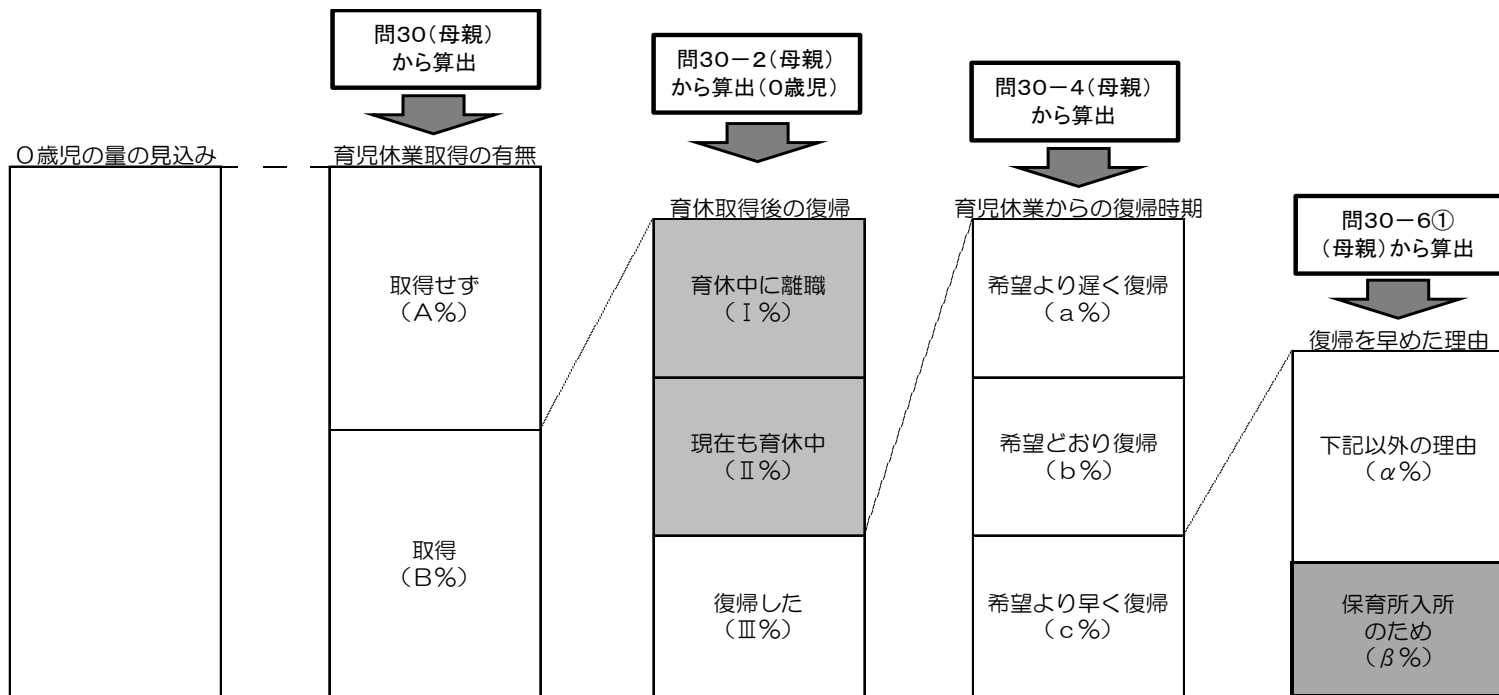
- ・ 0歳児については、1年を通して7/12の子どもが保育を利用。
- ・ 年度初めの0歳児クラスについては、手引きに基づく算出結果の7/12の子どもが保育を利用。



(全国平均値の場合の計算方法)

- ・ 「手引きに基づく算出結果 × 7/12」 が保育を利用
 - ・ 「手引きに基づく算出結果 × {(100% - 57.7%) + 57.7% × 35.8% } が保育を利用
- ※ 「手引きに基づく算出結果 × {(100% - ②) + ② × ③ }」

(参考) 育休に関する質問の流れ



※手引きに基づく算出結果から、色付きの箇所を控除して算出

※ 構成割合の算出に当たっては、無回答は捨象

(3) 1年超の育休取得の希望の考慮

○ 1年超の育休取得を希望する者は、0歳児クラスは利用しないことから、適宜考慮。

※ 現在は、1歳から保育を利用したくても利用できずに1年超の育休を取得している者もいるが、1歳から必ず利用できるように整備が進めば、1年超の育休を取得する者は減少することとなることに留意。

○ 具体的には、以下のような方法が考えられる。(いずれの方法によるか等は自治体の判断)

① 育休からの復帰希望時期が1歳到達時以降である者の割合(A%)を利用 (問30-4(1))

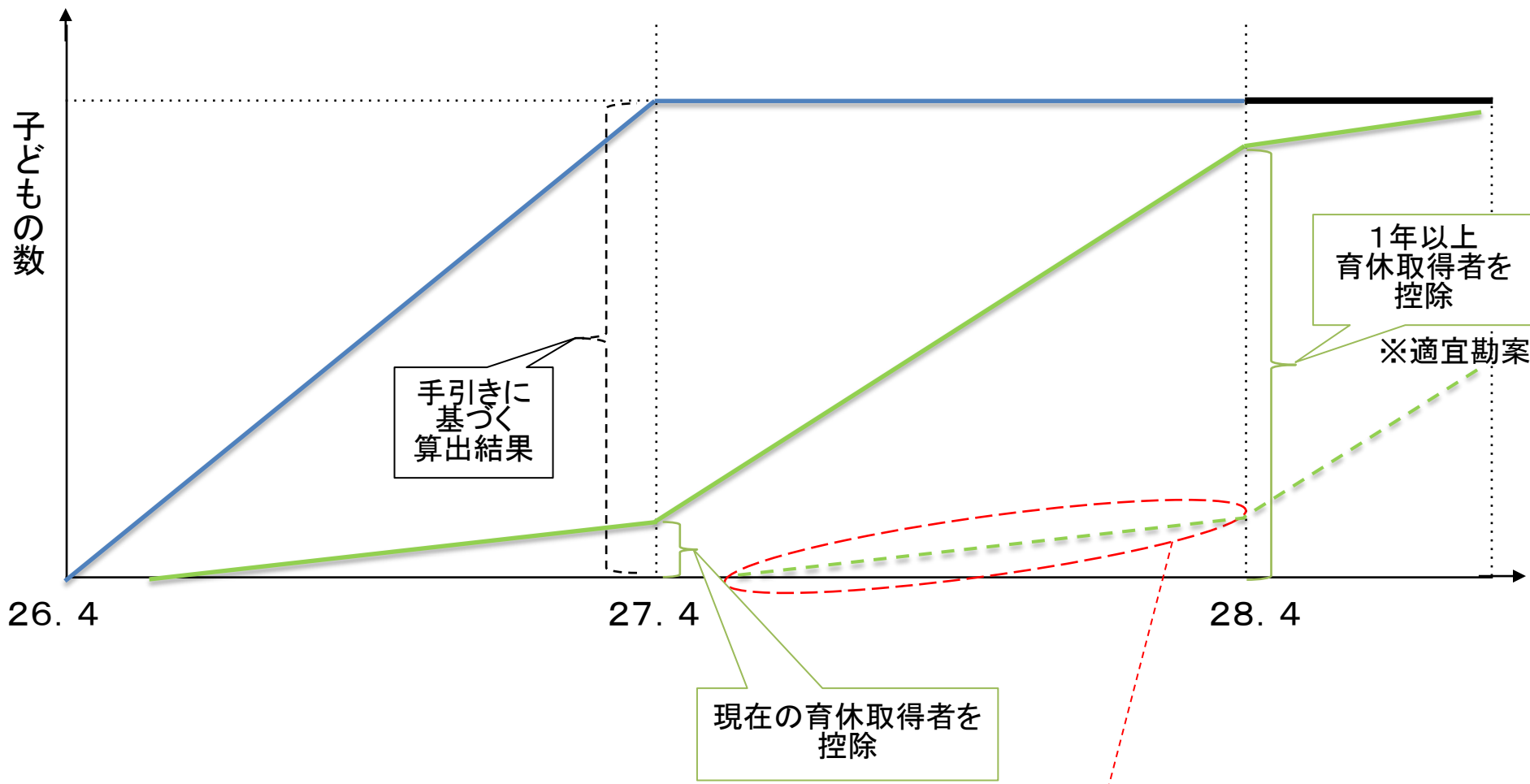
・ 「手引きに基づく算出結果 × (100% - A%)」 が保育を利用

② 全国平均値を利用

・ 現在、育休を「18月以上取得している者」は7.3%、「12~18月取得している者」は22.4%である(平成24年 雇用均等基本調査)が、例えば、「18月以上取得している者」と「12~18月取得している者の半分」は、整備が進んでも1年超取得すると仮定

→ 「手引きに基づく算出結果 × (100% - 18.5%)」 が保育を利用

(参考1) 26年度に生まれた子どもの保育利用パターン —待機児童のいない地域のイメージ—



(注) 27年度の「量の見込み」に27年度に生まれた子どもは含まない整理としているが、この多くは経済的な理由で早く復帰する必要がある場合であると考えられ、今般の育児休業給付の改善により一定程度減ることが見込まれることから、「量の見込み」の「推計」においては、勘案しなくても問題はないのではないか。

(参考) 育休取得者のうち、取得期間が6ヶ月未満は約15%。H22→H24で減少。

(4)0歳児保育の量の見込みを設定する時期

○ 「量の見込みの算出等のための手引き」により算出される数字は、ニーズ調査の対象年齢が0-5歳の6学年分であることから、結果的に「年度初め」のものとなり、年度末に向けて増加するものについては、定員弾力化による対応と整理される。

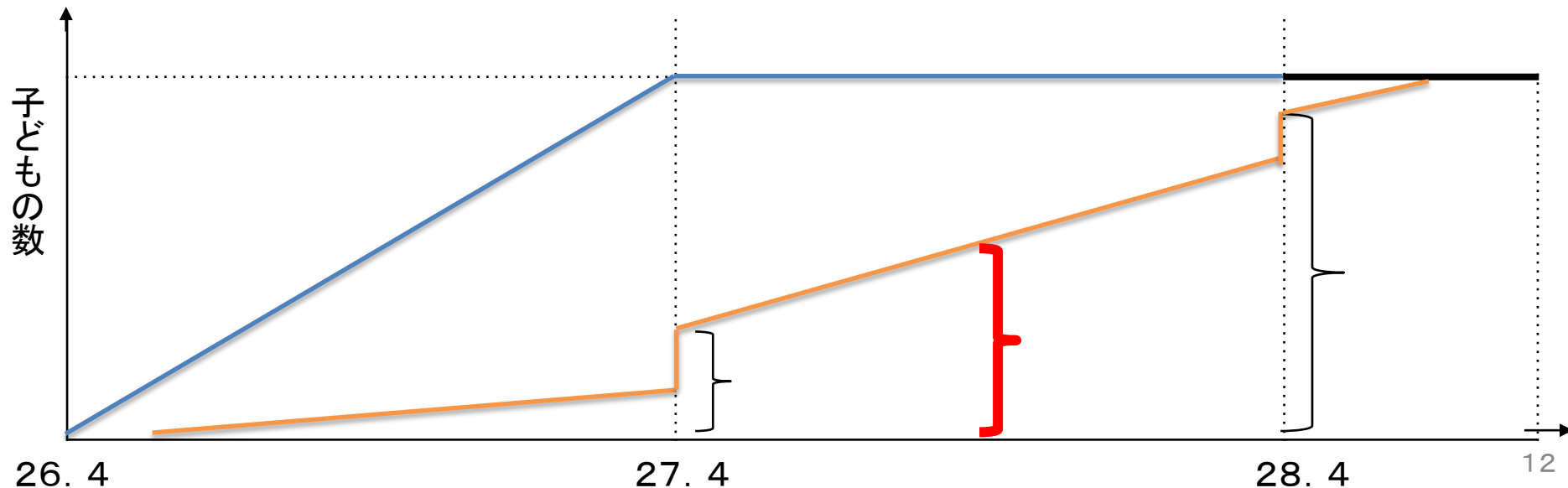
1歳児～5歳児については、家庭類型の変化(保育の必要性の有無の変化)による年度途中の入退所が想定されるものの、推計においては、年度初めの数字を年間を通じた利用者数として設定することは合理的である。

○ 一方で0歳児については、

- ・ 年度途中の出生という特別要因により、年度初めと年度末の入所者数に構造的に大きな差があり、年度初めの入所児童数を基に定員を設定することは合理的とは言えないこと
- ・ また給付費(委託費)は、年度初め～年度末の利用児童数を積み上げたものに対して支給されるものであることを踏まえ、0歳児については、年間の平均的な「量の見込み」とすることが合理的ではないか。

○ 年間の平均的な『量の見込み』の算出方法の例

$$= ((1)(2)を勘案した「量の見込み」 + (3)を勘案した「量の見込み」) \div 2$$



<算出イメージ> ※ 手引きに基づく算出値が40%であった場合の例

(1) 現在の育休取得者を考慮

※ 調査結果の全国集計値(51.5%)を利用

$$\rightarrow 40\% \times (100 - 51.5)\% = 19.4\%$$

(2) 1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい者の考慮

※調査結果の全国集計値(66.4%×29.8%=19.8%)を利用

$$\rightarrow 19.4\% \times (100 - 19.8)\% = 15.6\%$$

(3) 1年以上取得者を勘案

※現在「18月以上取得している者」(7.3%)と「12～18月取得している者の半分」(11.2%)は、整備が進んでも1年以上取得すると仮定

$$\rightarrow 40\% \times (100 - 18.5)\% = 32.6\%$$

(4) 年間の平均的な量の見込み

$$\rightarrow (15.6\% + 32.6\%) \div 2 = \underline{24.1\%}$$

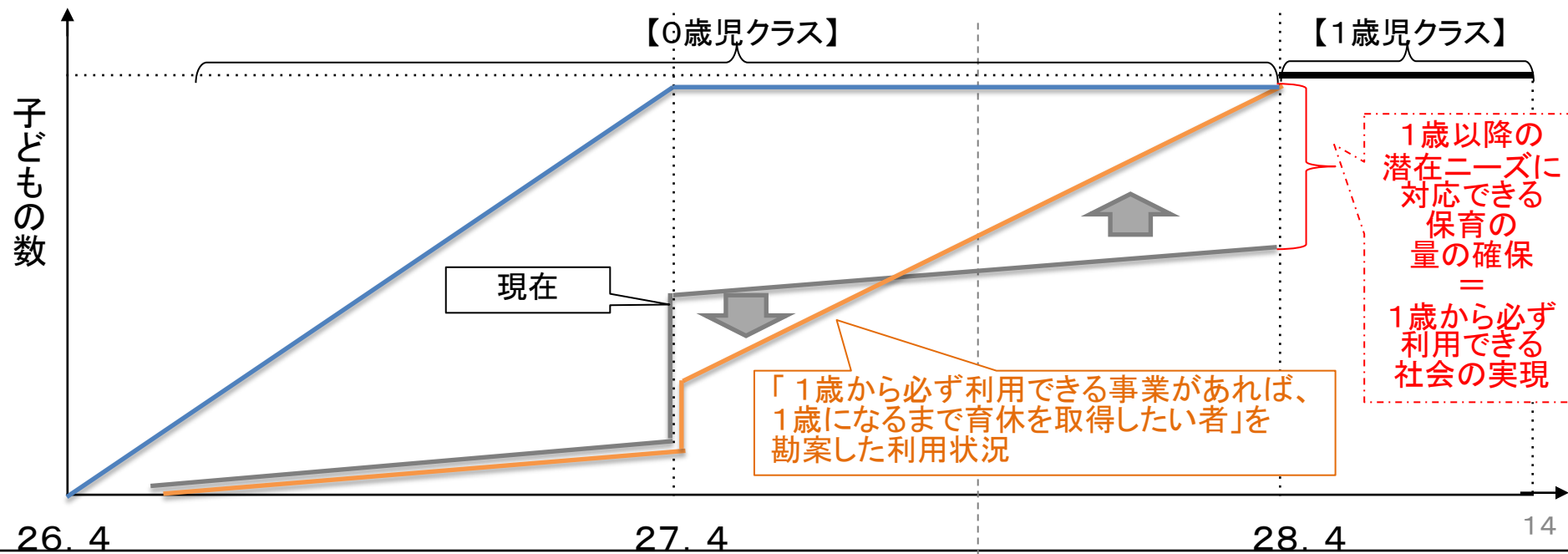
【備考】 1年間の育児休業の取得と0歳児の保育利用率との関係

○ 現在、特に都市部においては、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況

→ これを解決するためには、1歳以降の潜在ニーズに対応できる保育サービスの量の確保が必要
→ このためには、①1歳児クラスの量の確保、②0歳児クラスのうち1歳到達児の受入れの確保の両方が必要。

→ この結果、0歳児クラス(満1歳児を含む)の保育利用率は、育児休業を1年間取得する者が増加することにより年度当初は現在より減り、年度末は増加する。(年間の平均的な「量の見込み」は現在より増加する可能性あり)

→ このように、育休の1年取得を促進すれば、0歳児クラス(主に満1歳児)の保育利用率が増加する可能性がある。



3. 一時預かり事業

○ 一時預かり事業については、大幅な量の拡充が求められている事業であると考えられるが、いくつかの自治体でよりニーズの実態に近い「量の見込み」の算出方法として採用されている方法として、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 「作業の手引き」により算出された「量の見込み(人日)」から、「日常的・緊急時等に祖父母等に見てもらえる」と回答した割合(問9)に相当する人日を控除

(幼稚園在園児型)

- ・ 「利用意向日数」について、「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について」(平成25年5月17日付け通知)による調査において把握した結果(下限時間以上就労している世帯の利用日数等)とする

(その他型)

- ・ 「対象となる潜在家庭類型」について、「全ての家庭類型」に代えて、実際の利用の太宗をしめると想定される専業主婦家庭や短時間パート家庭等(潜在家庭類型C'、D、E'、F)とする
 - ※ ただし、保育所・幼稚園等の利用者についても、開所時間外のニーズがあることに留意
- ・ 「作業の手引き」により算出された「量の見込み(人日)」から、「利用希望はあるが一時預かり事業等を現在利用しておらず、その理由として『特に利用する必要がない』と回答した割合(問23、23-1)に相当する人日を控除

4. 病児保育事業

- 病児保育事業については、大幅な量の拡充が求められている事業であると考えられるが、いくつかの自治体でよりニーズの実態に近い「量の見込み」の算出方法として採用されている方法として、以下のようなものが挙げられる。
- ・ 「利用意向日数」について、現在の平均利用日数とする（「病児・病後児の発生頻度」については、「作業の手引き」により算出）
 - ・ 「病児・病後児の発生頻度」について、「作業の手引き」により算出された発生頻度に、現在のキャンセル率をかける
 - ・ 「作業の手引き」により算出された「量の見込み(人日)」から、「日常的・緊急時等に祖父母等に見てもらえる」と回答した割合(問9)に相当する人日を控除